

BCAO関西支部 令和5年2月度(第176回)地域勉強会(合同勉強会) 議事録

日 時:2023年2月15日(水) 18:30~20:00

場 所:ハイブリット(大阪市中央公会堂、Zoom)

司会者:寅屋敷 書記:梅田

出席者:(大阪会場)飯田、野原、鷺山、寅屋敷、大舘、別役、徳山、松尾、福島、上辻、大下
(ZOOM)伊藤(聖)、黒川、高橋(孝)、梅田(記)他 (全33名) (敬称略)

※2月度は合同勉強会として実施

テーマ:「自然災害訴訟に学ぶ組織の事業継続マネジメント～人材育成とBLCPの視点～」

講 師: 岡本正様 銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士(法学)
岩手大学地域防災研究センター客員教授、人と防災未来センター特別研究調査員

提供資料:①「自然災害訴訟に学ぶ組織の事業継続マネジメント～人材育成とBLCPの視点～」
②「被災したあなたを助けるお金とくらしの話ご案内」
③「安全配慮義務の視点でみるBCPチェックポイント」

概 要:

1.本日のテーマについて:東日本大震災の経験より

- 1)自然災害への備えについて:自分がいない(活動できない)時の備えを考えていない。
・何のためにBCPをやる?→自分がそこに居ない時の活動のためという視点を持ってほしい
(自分いれば何とかなるもの)

2)事業継続の実践的な視点(共通した視点)

- ①資金の確保
- ②支払いの抑制:被災時の家賃支払いは、交渉の余地がある。
- ③職員の雇用維持
- ④情報発信:顧客や取引先確保のため、「自分達は無事だ!」という情報発信は重要。

3)BCPの概念・視点

- ・FIRST IMPACTに注目、深堀する。
- ・現場でいかにして目の前の人の命を守るか(初動)を大前提に「安全配慮義務を考える!」
→今日はこの話
- ・既存BCPの視点は、①職務の継続②人材確保③ステークホルダーの安全確保と連携(情報発信)
だが、その一手手前の視点=「何時、誰が、何を判断するのか?」
→<法律家の視点>:色んな安全に配慮していく義務がある
①安全配慮義務(&善管注意義務):自然災害でも義務がある
②内部統制システム構築義務(損失危険管理体制の構築)<危機管理マニュアルやBCP>
→これが、今日のメインの話!!

2.自然災害と賠償問題に関する裁判例から

- 1)「災害復興法学Ⅱ」(岡本正著)に40件の裁判例あり。
- 2)七十七銀行女川支店津波被災事件:支店長・銀行員が死亡
 - ・1審:訓練義務違反について:事前対応の段階に違反なし
→マニュアル・訓練・避難場所の伝達等実施していた。
 - ・2審:情報収集義務違反について:被災後の対応に過失なし
→初日の情報収集・支店長が戻ってきての屋上への避難等に過失なし
→<ポイント>ここまでやっていることを、証拠書類付きで証明できるか?
- 3)常磐山元町自動車学校津波被災事件:25名の教習生が死亡→10数億の賠償判決

- ・内陸部のため、マニュアルを作っていなかった。→事前の義務違反なし
- ・消防車がやってきて、社員の一人が「高台の中学校への避難の呼びかけ」を聞いていた。
 - －上記は、会社として情報を入手したと解され、アクションを取るべきところ、送迎マイクロバスを出発させた。→過失あり。
- ・教習所には、経営の No.3 しかいなかった。(危ないと判断できる人がいなかった)

4)上記の2判例からの教訓

- ・水害がないと言われている企業で、「災害が来た、避難しろ」との情報を職員が聞いた時に、会社が避難するという判断をせよとの判決が出た。自分達は、どうすべきか？
- ・「異常な情報が来た時に、トップ層に情報を上げる」という体制構築や教育をする。
 - 防げたとしたらこれしかないのでは？

5)大川小学校津波被災事件:100名の児童が死亡、国家賠償責任(市・県)を認めた判決

- ・リアス式海岸の河口のそばの小学校だが、津波想定では、津波は来ないとされていた。
- ・1審:現場の先生が、広報車の声を聴いたが動かなかった。(先生は何の訓練も受けていない)
 - 過失があったとの判決
- ・2審:マニュアルの整備義務違反・教員への訓練実施違反・マニュアルの周知違反との判決
- ・(教訓)「リスクがない」という場所で、リスクを察知するのはどうすればいいのか？

3.BCPのポイントとしての教訓の抽出

- ①災害後の情報収集義務 ②情報取得後の判断能力(アルバイトであっても、会社として判断すべき)
 - －判断の遅れは命取り→トップがいない時の訓練の必要性あり。
- 人材育成の視点:BCPは社員への啓発プログラム
 - －災害対応を自分事にする意識づけの研修
 - －BCP→BCLP(L=Living:人間の生活)→社員とその家族の生活という視点
 - ・災害にあっても助かるための道筋を用意しておく(被災後に助けてくれる法律や制度がある)
 - (参照)「被災したあなたを助けるお金とくらしの話」(岡本正著)
 - 制度を知っている社員を育てる!
 - －災害対応は、「社員に興味を持ってもらう」ことが大事!

4.質疑応答

- (福島)参考にする書籍のおすすめは何か？
 - <岡本>「災害復興法学Ⅱ」(岡本正著)に40件の裁判例あり。
 - 「被災したあなたを助けるお金とくらしの話」(岡本正著)
- (飯田)帰宅判断について:どうしても帰宅したい社員がいるケースについて、どうすればいいか？
 - <岡本>社員にどういう指示をするかについては、東京都や大阪府にマニュアルがあるので参照。
 - 帰宅させないための対策、守れない社員(帰宅する社員)がいるという前提で考えるべき
 - 帰宅してよいという判断は、東京都はしない→各自で判断すべきだから、駅前協議会等の情報等を収集できる体制をどうとるかという事が、重要。
- (伊藤)医療機関BCPで、患者がなくなるというケースや水害の時に患者を帰らせるとうの判断を個人への賠償請求があると聞いたが。
 - <岡本>一概には言えない。しかし、通常会社に請求できるケースでは、個人に請求は来ていない。
- (ウスイ)社員が怪我人を搬送して死亡させたり、災害時の過労死についてはどう考えればいいのか？
 - <岡本>一般の法律論としては、社員に対しての安全配慮義務は極めて厳しい。
 - 通常時と同じように考えていいが、実際は、様々な状況を考慮して、判断する。
 - (どこに過失を決めるかがポイント)

5)(?)現場に出たいと考える社員に対する安全配慮義務はどう考えればいいのか?

<岡本>だからこそ、会社が決めなければならない。そんなケースでも安全配慮義務がある。

6)(松王)西日本豪雨で被災した経験から、会社側の対応が悪いために、「怒り」から訴訟になるケースがあると思うが

<岡本>会社の事後の事務対応によって、訴訟になる可能性はある。BCPの視点でも留意すべき。

7)(別役)学校として、「学生を守る」という観点では、法律的にはどうか?

<岡本>学校保健安全法上の義務もあり、一般企業よりも厳しく見ておく必要がある。

広く学校関係者に、安全配慮義務を課している。

災害に関する知識も、一般住民レベルよりも厳しく要求されている

先生への教育をどうするか、どれだけできるか?

→訓練をやって、記録を残しておくことが大事。

以上